

オンライン上の不正な投資勧誘を 巡る国際的議論とわが国の対応

プラットフォーム上の「オンラインハーム」対策へ連携を強化

近年、プラットフォーム事業者が提供するツールをきっかけとして、個人投資家の裾野が広がっている。一方で、個人投資家などを狙った投資詐欺の疑いがある事案も増加傾向にあり、各国当局でこうした事案への対処が喫緊の課題となっている。こうしたなか、IOSCO（証券監督者国際機構）は金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等を「オンラインハーム」と定義し、対応の必要性を掲げている。本稿では、オンラインハームに関する国際的議論と、金融庁および証券取引等監視委員会の取り組み等について解説する。

証券取引等監視委員会事務局
国際取引等分析室
市場監視管理官

村山 貴将

プラットフォームを介した 投資詐欺疑い事案の増加

わが国では、日本の居住者を相手に株式取引や外国為替証拠金取引（FX）、暗号資産取引

などの金融商品取引業・暗号資産交換業を行う者は、日本の法令に基づく登録を受ける必要がある。登録のない業者による勧誘行為は違法となる。

近年、世界的にデジタル化が

進むなか、個人投資家の投資拡大が進む一方で、オンライン広告等を展開するプラットフォーム事業者が提供するツールをきっかけとして、投資詐欺疑いの事案が増加傾向にある。具体的

には、有名人へのなりすましや成功体験を語ったブログ・SNSなどを通じて、無登録業者が金融商品を勧誘する行為や、取引をしたところ、利益が出たのに出金に応じてもらえず、連絡

が取れなくなった事例が確認されている。

世界各国でも、類似の事案への対応が各国当局の喫緊の課題となっている。

こうしたなか、IOSCOは2023年に、金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等を「オンラインハーム」と定義し、提言に向けた取り組みを行う方針を掲げた。今年5月21日には、オンラインハーム対応とプラットフォーム事業者の役割に関するステートメントを公表。オンラインハーム対策に当たり、プラットフォーム事業者に求める役割を明確化しつつ、既存の有用な取り組みを紹介することで、その対応のさらなる充実を図っている。

違法業者の情報を世界中に展開

ステートメントの概要は、大きく次の5点である。

①不正勧誘行為等に係るデュー

デリージェンス

②プラットフォーム事業者の規約違反の精査、迅速な削除といった厳格な対応（いわゆる「ユースコンプライアンス」）の確保

③詐欺疑いの内容を把握するための内部的ルール、方針、手続き、ツールの開発と定期的更新といった「内部プロセス」の確保

④事業運営国における法令を十分に理解した法令順守の確保

⑤政府当局とのコミュニケーション窓口の設置と積極的連携

IOSCOは今年3月、①～⑤の取り組みを円滑にするため、ウェブサイト「ISCAN」（アイスキャン）を立ち上げた。アイスキャンでは、無登録または無許可で投資サービスを提供するなど注意を要する事業者を集約しており、オンラインハーム対策の観点から、サイト上のツール活用を呼び掛けている。アイスキャンと連携することで、

世界中の違法事業者の情報を迅速に把握できるようにする。金融庁をはじめ各国の当局が、アイスキャンに情報を提供している。

なお、プラットフォーム事業者は、アイスキャンと連携して投資者保護に係る取り組みを推進することが期待されている。具体的には、運営するプラットフォームから違法な投資勧誘をブロックしたり、警告を発して削除したりするといった対応である。

④、⑤については、プラットフォーム事業者が活動する地域の法令を順守しながら、金融当局を含む政府当局との窓口を確保し連携していくことが挙げられている。

またIOSCOは、いわゆる「フィンフルエンサー」についても報告書を公表している。そこでは、ソーシャルメディアのプラットフォームを活用して、一般的な金融教育から特定の株

式の推奨に至るまで、投資関係の発信をする個人をフィンフルエンサーと定義している。フィンフルエンサーには、複雑な金融概念を分かりやすく説明し、投資の重要性について一般の個人の認識を高められるといった教育的な側面がある。その一方で、専門家との区別がつきにくく、金融当局の登録等を得ない場合や、ハイリスク案件のプロモーションを行う場合もあり、投資家として注意を要すると警鐘を鳴らしている。

日本でも相次ぐ違反事案に監視委も対応

わが国もオンラインハーム対策に向けた取り組みを進めている。被害の未然防止のためには、投資者が実際に投資する前に、当該業者の登録の有無等を金融庁や各海外当局のウェブサイトで事前に確認するなどして、さまざまな観点から十分に検討を行うことが重要である。そこ

で金融庁は、登録を受けている業者の一覧を公表するとともに、無登録で金融商品取引業・暗号資産交換業を行う者に対して警告書を発出し、その旨を公表している。

SNS上の投資詐欺が疑われる広告等の典型的な手口では、まず著名人の写真などを使って「無料で投資の助言を行います」といった広告を出す。そして、そこから別のSNSのグループチャットに持ち込んで金銭をだまし取るといったものである。

この「無料で投資の助言を行います」といった広告行為自体は、一見すると金融商品取引法上、規制されていないようにも見える。だが、その後のグループチャットにおいて金融商品取引業に該当する行為（株式を含む有価証券の売買の媒介等）を行う場合には、これらの一連の行為が無登録で行う金融商品取引業に該当し得る。そのため、

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針でもその旨を明確化している。

また監視委は、無登録業者による金商法違反行為の禁止・停止命令に係る裁判所への申し立て（金商法192条）に加え、このために必要な調査も行っている。これは、申し立てを受けた裁判所が、緊急の必要がある、かつ公益や投資者保護のため必要かつ適当であると認める時は、違法業者に対してその行為の禁止・停止を命じることができるというものである。2025年8月31日までに32件の申し立てを行っている。

最近の事案では、海外金融商品への出資に関するサポート業務、合同会社の匿名組合出資や社債の勧誘、自らの業務を代行する販売代理店の管理を行う事業者とその関係者の行為について申し立てを行った。具体的には、その事業者等が、15年3月から24年5月までの間に、約1

万9900名の一般投資家に対して合計約806億円の出資をさせたものである。

これは、外国の法令に基づく集団投資スキーム持ち分の募集または私募の取り扱いを業として行うものとして、金商法28条2項2号に規定する第2種金融商品取引業に該当する。従って、無登録でこれを行うことが同法29条に違反するとされた。

本事案でこの販売代理店は、同事業者の管理・指導の下、資産運用に興味を持っている一般投資家に、特定の海外法人が組成する海外金融商品の概要や利点等の説明、出資の勧誘を行っていた。また出資を希望した一般投資家に、契約締結等の事務手続きに関するサポートも行っていた。そして、関係者は、商品の勧誘等に関する業務を行うに当たり必要となる販売代理店契約を締結し、同代理店にひも付けられた勧誘員が、上記商品の勧誘等に関する業務を継続し

ていた。

加えて監視委は、インターネット上における株式に係る風説の流布について、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に勧告を行っている。

24年7月に初勧告を行った事案では、課徴金納付命令対象者が、特定の株式について同株式を売り抜けて利益を得ようと考え、自己名義の証券口座を使って、その株式を買い付けた。この買い付けと並行し、不特定かつ多数の者が閲覧できるインターネット上の電子掲示板などに、認知症の検査方法等についての特許取得に係る合理的根拠のない情報を投稿した。これにより、その株式の価格を上昇させ、買い付けたその株式を高値で売り抜けた。本事案は、有価証券の売買で相場の変動を図る目的をもって風説を流布し、有価証券の価格に影響を与えたとして、金商法158条の規定違反となつた。

省庁の垣根を越えて連携を強化

先述したIOSCOのステートメントは、プラットフォーム事業者における事業運営法域での法令順守のほか、金融当局やその他の政府当局との連携を提唱している。このことに関連して、金融庁は「SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置し、金商法違反として疑わしい広告等に関する情報の収集を行っている。受け付けた情報などをもとにSNS事業者が情報提供を行い、当該広告等の削除につなげている。

暗号資産についても、無登録に係る警告書の発出後も営業を継続している事業者があった際、当該無登録業者が日本向けに提供しているアプリの削除を要請している。近年では、アプリストアを運営するアップル社およびグーグル社に要請し、両社に

おいてアプリが削除された事例がある。

プラットフォーム事業者に対する政府当局のその他の取り組みとしては、総務省の法令に基づく規制の順守も含まれると考えられる。具体的には、25年4月から施行されている総務省所管の「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（01年法律137号）が挙げられる。その法律に関するガイドラインでは、その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く）がある場合（同法26条1項2号）の例として、金商法の無登録業者がインターネット等により、金融商品取引業に該当する行為を行うことが金商法に違反し得る旨が明示されている。今後、総務省においては、同法各規定の履行状況等について把握・分析を行うことが想定されている。

金融庁は、オンラインハーム

を巡る規律の在り方を議論する一環として、総務省「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」のデジタル広告ワーキンググループに参画し、IOSCOのステートメントについて情報共有を行っている。今後、こうした取り組みがプラットフォーム事業者に理解、順守され、適切な履行状況の継続が確保されていくよう、引き続き海外の当局や総務省、同事業者といった関係機関との連携を深めていく。

（本稿において意見に係る部分は筆者の個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではない）

むらやま たかまさ

10年から財務省で通商交渉、国際金融等に従事。財務省国際局国際機構課課長補佐、財務省関税局経済連携室上席調査官、内閣官房副長官補付参事官補佐、政策研究大学院大学客員准教授などを経て、24年から現職。